

平成 29 年 12 月 12 日

郡 市 医 師 会
産 業 保 健 担 当 理 事 殿

神 奈 川 県 医 師 会
理 事 渡 邊 知 雄

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象の一部を改正する告示の施行について(情報提供)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして日本医師会 松本常任理事より本職宛てに周知依頼がございましたので、別添のとおりお知らせいたします。

今回の通知では、平成 29 年 10 月 30 日に通報事象等規則が主に再処理施設に係る核燃料物質が臨界に達する事象の追加及び再処理施設に係るセルから建屋内へ放射性物質の漏えいがある事象の追加について改正を行ったため、標記の改正を行うこととなりました。

つきましては、貴会会員及び産業医の先生方にご周知いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

保険医療学術課 担当:深澤

横浜市中区富士見町3-1

TEL045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp



平成29年12月吉日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
産業保健理事 濱名 哲郎

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が
定める事象の一部を改正する告示の施行について(情報提供)

標記の件につきまして、日本医師会 松本常任理事より、神奈川県医師会を通じ通知が
ございましたので、お知らせ致します。

なお、詳細が必要な方は鎌倉市医師会 事務局までご連絡ください。

また、ホームページにもアップロードしておりますのでご覧ください

平成29年12月12日

郡市医師会
産業保健担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 渡邊知雄

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が
定める事象の一部を改正する告示の施行について(情報提供)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして日本医師会 松本常任理事より本職宛てに周知
依頼がございましたので、別添のとおりお知らせいたします。

今回の通知では、平成29年10月30日に通報事象等規則が主に再処理施設に
係る核燃料物質が臨界に達する事象の追加及び再処理施設に係るセルから建屋
内へ放射性物質の漏えいがある事象の追加について改正を行ったため、標記の
改正を行うこととなりました。

つきましては、貴会会員及び産業医の先生方にご周知いただきますようお願い
いたします。

お問い合わせ先

保険医療学術課 担当:深澤

横浜市中区富士見町3-1

TEL045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp



(地Ⅱ154)

平成29年12月5日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会

常任理事 松本吉郎



電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める事象の一部を改正する告示の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件について、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課より本会宛に告示の施行についての通知がまいりました。

現在、電離放射線障害防止規則で第七条の第二項第一号には、通常被ばく限度100ミリシーベルトのところ、特例緊急被ばく限度として250ミリシーベルトに引き上げる「厚生労働大臣が定める事象」（厚生労働省告示第360号、以下「事象告示」）を定めております。事象告示は通報事象等（原子力規制庁が所掌する法令）を引用しており、平成29年10月30日に通報事象等規則が主に

- ・再処理施設に係る核燃料物質が臨界に達する事象の追加
- ・再処理施設に係るセルから建屋内へ放射性物質の漏えいがある事象の追加

について改正を行ったため、標記の改正を行うこととなりました。

つきましては、貴会におきましても本改正の内容をご理解いただき、御了知いただきますようお願い申し上げます。





事務連絡
平成 29 年 11 月 22 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める事象の一部を改正する告示の施行について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象（平成 27 年厚生労働省告示第 360 号。以下「事象告示」という。）は、厚生労働大臣が直ちに特例緊急被ばく限度を 250 ミリシーベルトと定める事象を定めるものであり、事象告示中の第 2 号において、同号の表の上欄で対象施設を区分した上で、同表の下欄で当該対象施設の区分に応じて事象が掲げられています。

第 2 号において掲げられる事象は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号。以下「通報事象等規則」という。）第 7 条第 1 号の表に掲げる事象を引用する形で規定しているところ、一部改正された通報事象等規則の施行にあわせて、平成 29 年 10 月 30 日付けで一部を改正した事象告示を施行したところです。

改正点は別紙 1 の厚生労働省告示第 330 号のとおりであり、改正後の事象告示第 2 号は別紙 2 のとおりです。貴会におかれましては、改正内容を御了知いただきますようお願いいたします。

○厚生労働省告示第三百二十号
 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第十号）の施行に伴い、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第七条の二第二項第一号の規定に基づき、電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月三十日

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象の一部を改正する告示

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象（平成二十七年厚生労働省告示第三百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の厚生労働大臣が定める事象は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事象

(略)	
通報事象等規則第七条第一号の表ホの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表ホの項(1)から(4)までに掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表ヘの項又はトの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表ヘの項及びトの項(1)又は(2)に掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表チの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表チの項(3)、(4)又は(7)に掲げる事象
(削る)	
通報事象等規則第七条第一号の表リの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表リの項(1)、(2)又は(5)から(7)までに掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表ヌの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表ヌの項に掲げる事象

改正前

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の厚生労働大臣が定める事象は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事象

(略)	
通報事象等規則第七条第一号の表ホの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表ホの項(1)から(3)までに掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表ヘの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表ヘの項(1)又は(2)に掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表トの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表トの項(3)、(4)又は(7)に掲げる事象
(新設)	
通報事象等規則第七条第一号の表リの上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表リ(2)又は(3)に掲げる事象

三・四 (略)

三・四 (略)

事象告示第2号関係（施設の区分に応じた事象）に係る一覧表

<p>イ 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(3) 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備(以下「残留熱除去系装置等」という。)により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(8) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(13) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>(14) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>ロ 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(5) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(6) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵層の水位を測定できないこと。</p> <p>(7) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(12) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失す</p>

<p>の運転等のための施設(以下「試験研究用原子炉施設」という。)</p>	<p>(4) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>へ 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。 (2) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>ト 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係る原子炉の運転等のための施設(使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p>	
<p>チ 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原</p>	<p>(3) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p>